

盛岡市農業委員会農業委員候補者評価要領

(平成 29 年 5 月 17 日市長決裁)

改正 令和 2 年 4 月 8 日市長決裁

改正 令和 5 年 2 月 28 日市長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市農業委員会農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（以下「農業者等」という。）から推薦又は応募した盛岡市農業委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第 2 委員候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 農業委員の定数 19 人の過半（10 人以上）を、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項各号に掲げる者及び同法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号で掲げる者（以下「認定農業者等」という。）とすること。
- (3) 農業者以外の者で、農業委員会の業務に関して利害関係を有しない者を 1 人以上確保すること。
- (4) 女性や青年を積極的に登用すること。
- (5) 盛岡市農業委員会地区調査会設置要綱（昭和 48 年農業委員会要綱第 1 号）第 3 条に基づく別表第 1 の地区調査会ごとに 1 人以上農業委員を確保すること。

(評価手順等)

第 3 委員候補者の評価は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 委員候補者が、盛岡市農業委員募集要項第 5 に規定する資格を満たすことを確認したうえ、その者の数が、農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、評価委員会で評価するものとする。
- (2) 評価委員会は、提出書類に記載された項目及び「推薦する理由」又は「応募する理由」等の記述内容について、別表第 2 に掲げる「農業委員候補者評価表（以下「評価表」という。）」により評価をするものとする。

- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価表の評価点を合計し、市の農業振興への貢献度合い等を総合的に判断し評価委員会の意見とする。
- (4) 前項の場合において、委員候補者の評価点数の合計が同じで意見を述べ難いときは、第2の評価基準により評価委員会の意見とする。
- (5) 前項の場合において、委員候補者の評価が同じで意見を述べ難いときは、別表第2の評価表の評価項目1及び2の評価点の合計が多い者を評価委員会の意見とする。
- (6) 前項の場合において、委員候補者の評価点数の合計が同じで意見を述べ難いときは、委員長が指名する3人以上の評価委員会委員が面接を行い、その結果を評価委員会の意見とする。
- (7) 委員候補者及び盛岡市農地利用最適化推進委員候補者の両方に推薦又は応募している者が、委員候補者となった場合は、盛岡市農地利用最適化推進委員を委嘱する農業委員会へ報告するものとする。
- (8) 評価委員会は、必要に応じて委員候補者への面接を行うことができる。

改正文(令和2年4月8日市長決裁) 抄

令和2年4月8日から施行する。

改正文(令和5年2月28日市長決裁) 抄

令和5年2月28日から施行する。

別表第1 (第2関係)

地区調査会名
旧盛岡
中野・築川
厨川
本宮
太田
見前
飯岡
乙部
巻堀
洪民
玉山・藪川

別表第2（第3関係）

	評価項目	対象	評価ポイント	評価点
1	【農業識見】 農業への知識及び知 見があるか。	全員	経歴等により専門的知識、 農業関係職・農業行政経験を 評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
2	【業務遂行】 農業委員業務を適切 に行えるか。	全員	職業、経歴等により業務を 支障なく適切に行えるか評価 する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
3	【現場精通度】 現場経験豊富な者で あるか。	農業者	営農年数、市内営農有無、 耕作面積、耕作作物等を考慮 し、現場経験が豊富であるか 評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
4	【委員活動の貢献度】 中立者として貢献で きるか。	中立者	経歴や現在の状況等から、 委員活動に貢献できると考え られるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る

	評価項目	対象	評価ポイント	評価点
				(0点)
5	【活躍期待度】 地域との関わりでまとめ役となるか。	全員	経歴等から地域との関わりがあるか、あるいは報告するような立場にあったことがあるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
6	【意欲】 農業委員業務の理解や目標が適切か。	全員	個人、団体等が推薦又は本人が応募した理由等が明確で、説得力があるか評価する。	特に優れている (3点) やや優れている (2点) 標準 (1点) 劣る (0点)
7	【法要件】 認定農業者等であるか。中立的な者であるか。青年・女性であるか。	該当者に 加点	認定農業者等であるか。中立的な者であるか。青年・女性であるか。	認定農業者等、青年(50歳未満)・女性、中立的な者 (3点)